

ジッダ日本人学校規則

第1条 本校は、ジッダ日本人学校と称し。サウジアラビア王国 ジッダ市に存在する。

第2条 本校は、日本国籍を有し、サウジアラビア王国に滞在する日本人子女に対し、日本国学校教育法に準ずる義務教育の課程を授け、並びに国際環境に適応した教育を与えることを目的とする。

第3条 修業年限並びに学級定員

- (1) 本校の修業年限は、日本国学校教育法の規定に基づき、小学校6年・中学校3年とする。
- (2) 学級定員は20名とする。1学年10名以下の場合は、複式学級を編成することができる。

第4条 教育課程

- (1) 本校の教育課程の編成は、学校教育法施行規則及び学習指導要領に準拠し、校長がこれにあたる。
- (2) 教育課程編成、授業時数等は別に定める。
- (3) 校長は、各年度における教育課程の編成計画・実施等の状況を学校運営委員会に報告し、承認を受けるものとする。

第5条 本校の有資格者は、日本国籍を有しサウジアラビア王国に滞在する、満6才に達した日の翌日以後における最初の学年から、満15才に達した日の属する学年の終りまでの間に該当する子女とする。ただし特別の理由により、学校長が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6条 本校においては、日本国文部大臣の検定を終えた教科書を使用する。また、学校長が有効適切なものと認めた図書及び教材を、併用することができる。

第7条 本校の児童・生徒は、保護者の申請により所定の手続きを経て、入学・転学・退学・休学することができる。

第8条 本校の各学年課程の修了は、学級担任・教科担任の学習評価及び、該当学年の出席すべき日数の3分の2以上の出席日数があることを原則として、学校長が認める。

第9条 本校の小学校・中学校課程を修了した者は、学校長より義務教育の修了または卒業に関する証書が付与され、日本国学校教育法に規定された小学校・中学校を卒業したものと同等の資格を有する。

第10条 学校長は、教育上必要と認めるときは、児童・生徒に出席を停止させることができる。

第11条 学校は児童・生徒の安全を確保するため、在外公館、ジッダ日本人学校運営委員会及び保護者と協議し、必要な措置を講ずる。登下校を含む就学中の児童・生徒の事故に関する補償は、学校で加入する傷害保険でカバーできる範囲を超えないものとする。

第12条 本校の学期及び休業日は、下記のとおりとする。

- (1) 学 期 1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

以上を原則とするも、現地事情に合わせ、各年度当初に決定する。

(2) 休業日は、現地事情に合わせて教育課程編成の年度当初に決定する。ただし、授業時数が、学校教育法施行規則および学習指導要領に準拠する時数を下回らないものとする。

第13条 本校教職員の職務は、下記のとおりとする。

ア 校長は在外教育施設の校務をつかさどり、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

イ 教頭は、校長を助け、在外教育施設の校務を整理し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。教頭は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

ウ 教諭は、児童・生徒の教育をつかさどる。

エ 講師は、教諭の職務を助け、児童・生徒の教育をつかさどる。

オ 事務職員は、事務に従事する。

カ 用務員は、校長の命に従い雑務にあたる。

第14条 学校における校務は、教務・研修・生徒指導・庶務経理・渉外の5部門とし、それぞれ教職員が分担して、職務を遂行する。

第15条 学校は、政府補助金・企業寄付金及び物件・授業料・入学金その他を財源とし、その運営に関しては、在ジッダ日本国総領事館の庇護のもと、ジッダ日本人学校運営委員会によるものとする。

第16条 授業料・入学金等の決定については、ジッダ日本人学校運営委員会がする。

第17条 学校には、次の表簿を備えるものとする。

ア 日本人学校規則、沿革誌、日課表、教科用図書配当表、学校日誌

イ 職員の名簿、履歴書、雇用契約書、出勤簿、担任学級教科時間割表

ウ 児童・生徒の学籍の記録、指導記録、出席簿、健康に関する表簿

エ 設備備品台帳、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書台帳、学校車運営記録

オ 公文書綴り

第18条 本校の運営上の細則は、別途に定める。

第19条 本校則は、ジッダ日本人学校運営委員会の議決の手続を経て発効する。

第20条 本校則は、前条の手続に則り改正することができる。

付則

平成12年(2000年)9月 改正

平成19年(2002年)4月 改正

平成24年(2012年)4月 改正

平成26年(2014年)4月 改正

令和元年(2019年)9月 改正

「ジェッダ」を「ジッダ」に表記変更

「第4条 教育課程」の一部変更及び追加

※別表 「教育課程」